

発言者	内 容
議長（山本会長）	<p>議事の進行</p>
	<p>今回は、知事からの諮問案件は3件でございます。審議に先立ち、議案の概要説明及び公告縦覧の報告を事務局からお願いします。</p>
事務局（七尾課長）	<p>概要説明</p> <p>それでは、議案の概要についてご説明いたします。</p> <p>平成23年4月の森林法改正に伴いまして、森林計画制度が大幅に見直され、全国森林計画の変更、そして地域森林計画も全国一斉に変更することとなりました。本県におきましては、大和・木津川地域森林計画、吉野地域森林計画、北山・十津川地域森林計画の3計画について変更を行います。</p> <p>お手元の資料の議1が大和・木津川森林計画、議2が吉野森林計画、議3が北山・十津川森林計画の変更計画（案）となります。</p> <p>今回は全国一斉の変更ではありませんが、本県では、今回の変更を行うにあたりまして、県独自の取り組みや、各計画区毎の特徴についても記載を行いました。また、本県では、紀伊半島大水害により多くの林地被害が発生したことから、10月11日に開催しました第1回森林審議会において、3つの地域森林計画の変更計画の素案をお示しし、その内容についてご検討いただきました。</p> <p>前回お示しした素案の段階では、紀伊半島大水害に関する記述について十分な検討が行えていなかったことや、委員の皆様方からご指摘をいただいた事項について、再度検討し、修正及び追記を行い、今回の案を作成しております。資料の参4にございますように、森林法第6条第1項に基づき平成23年11月8日に公告を行い、同日から平成23年12月7日までの30日間、県庁において縦覧に供しましたが、この間に意見の申し立てはございませんでした。また資料の参4にございますように、森林法第6条第3項に基づき、関係市町村長及び近畿中国森林管理局長の意見聴取を行った結果、特に意見はございませんでした。以上でございます。</p>
議長（山本会長）	<p>それでは、今回は一斉変更ということですので、第1号議案から第3号議案までをまとめて審議したいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>

議長（山本会長）

皆さん異議が無いようでございますので、一括して3件をご説明頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議案説明

事務局(七尾課長)

前回10月11日に行いました第1回の審議会におきまして、素案をご検討いただきましたが、ご審議いただいた中身や関係各機関からのご意見も加味しまして、前回の審議会の案を修正しております。詳細につきましては後ほど担当の方からご説明いたしますが、まずは概要をご説明いたします。

今回は全県3流域全ての一斉変更ですので、3流域に共通するものが多くございます。そこで「議1」大和・木津川地域森林計画の変更計画(案)をもちまして全体に共通する内容についてご説明いたします。

資料の「議1」大和・木津川地域森林計画の変更計画(案)と、「参5」平成23年度第1回森林審議会(検討会)からの変更点を御覧下さい。大和・木津川地域森林計画の変更計画(案)2ページを御覧下さい。【1-(2)全国森林計画について】で、各森林について『水源の涵養機能の維持増進を図る』等文言がございます。事前協議の段階で国の方より各森林についての文言の正確な表現をお願いしたいという連絡がございましたので修正しております。

続きまして、2ページから3ページにかけて、【2-(1)奈良県森林区分に応じた施策の展開】ということで、図を交え以前より詳しく記載しております。続いて3ページ【3-(1)「災害に強い森づくり」に向けた取組の推進】です。以前は災害名を台風12号災としておりましたが、災害の正式名称が「紀伊半島大水害」と命名されたことからタイトルを変更しております。

4ページ。【3-(2)「林業・木材産業の再生」に向けた取組の推進】ですが、この災害からの再生、復旧についての取り組みについて触れております。9ページ、【1-(2)-エ交通】については、道路名称の文中語句の修正を行っております。

12ページの【2 計画樹立にあたっての基本的な考え方】には森林の有する機能、また紀伊半島大水害からの取り組みについてふれております。同じく12ページ、【2-(1)森林の適切な整備と保全】については、文章の修正とまたイメージ図の挿入を行っております。13ページの【2-(2)林業生産基盤の整備】と14ページの【2-(4)県産材の利用促進】については、計画書の記載内容の順序を川上側から川下側へ整えましたので番号を入れ替えております。13ページの【2-(2)林業生産基盤の整備】については奈良型作業道についての特徴を加えております。

続いて、16ページ【2-(6)山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進】ですが紀伊半島大水害に関連しまして、山地保全や森林の機能維持増進について記載しておりますが、前回の

審議会や部内での検討を踏まえ内容について修正を行っております。また【2-(7)「林業・木材産業の再生」に向けた取組の推進】については、災害を受けた今後の取り組みについて新たに項目を追加して記載しております。続いて18ページ【第2-1「奈良県森林区分」に応じた森林の整備及び保全に関する方針】と19ページの【第2-2 全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項】、【第2-2-(1)森林の整備及び保全の目標】についても変更しております。

20ページの【第2-2-(2)森林の整備及び保全の基本方針】の中で「山地災害防止機能／土壌保全機能」については、特に溪畔林については前回の審議会でご意見がありましたので追加しております。同様に21ページの「生物多様性保全機能」で奈良県版レッドデータブックに関する記載を加えています。25ページの【第3-2-(2)-ア 天然更新の対象樹種に関する指針】についてぼう芽更新についての記述を加えています。26ページの【第3-2-(2)-イ 天然更新の標準的な方法に関する指針】についても加えています。これは同じく国の方より記載を加えるようにと連絡がありましたので、加えさせて頂きました。28ページの【第3-4-(1)-ア 区域の設定の基準に関する指針】ですが、「生物多様性保全機能」の8行目の記述についても変えてさせて頂いております。

29ページ【第3-4-(1)-イ-(イ)山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】について、前回の審議会では溪畔林についてのご意見がありましたので追加しております。30ページ【第3-4-(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針】についてはタイトルの文言について国の方より「木材等生産機能維持増進森林」について、文言の正確な表現をお願いしたいということで連絡がございましたので修正しております。35ページです。【第3-6-(2)-イ 林業従事者の養成・確保、林業後継者の育成】、同じく、【第3-6-(3)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針】についてですが、前回の審議会での素案より記載内容を詳しくしております。36ページ、【第3-6-(5)林業・木材産業再生のための整備に関する事項】について、紀伊半島大水害より復旧・復興を図るための林業・木材産業の整備について記載しております。

【第4-1-(3)森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法】につきまして、前回は「なし」としていましたが、今後の災害の検証などにより搬出方法を特定する場合があるため変更しております。37ページ【第4-2-(1)保安施設の整備に関する事項】については、災害対応に対し優先度を明確にした上で行うこととするため内容の追加しております。同じく37ページ、【第4-3-(1)森林

病虫害等の被害対策の方針】の4行目「防除を行う場合」の記述ですが、前回の案では「駆除を行う場合」となっていたため修正を行っております。38ページ、【第4-3-(4)その他必要な事項】ですが、竹林の管理について前回の審議会での意見を反映し、修正を加えております。

以上が概略でございますが、前回より大幅に変更となっている箇所でございます。

議案詳細説明

森林計画を担当しております。荒木と申します。

先ほど七尾課長から概略についてご説明いたしました。詳細について再度ご説明させていただきます。まず共通する部分について、先ほどの七尾課長の説明同様「議1」大和・木津川地域森林計画の変更計画(案)にてご説明いたします。

2ページを御覧下さい。【1-(2)全国森林計画について】ですが国における森林区分の名称について、森林法改正前は「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3機能の区分でしたが、この区分が変更となっております。

具体的に申しますと、公益的機能別施業森林として「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、^{かん}「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」と分類し直しております。また、これとは別に「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を設定しております。

以下、計画書案の中ではそれぞれ「水源^{かん}涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能維持増進森林」、「木材等生産機能維持増進森林」と略称で記載しております。

続いて【2-(1)「奈良県森林区分」に応じた施策の展開】です。奈良県の森林区分について「木材生産林」と「環境保全林」について、「木材生産林」では森林施業の集約化・団地化による利用間伐により木材生産を推進することとしております。また、「環境保全林」では施業放棄林の解消、里山整備、植栽による彩りづくりや立入利用・眺望活用を行うための森林整備を行うこととしております。また、県では夏休み期間を「山と森林の月間」、7月第3月曜日を「奈良県山の日・川の日」として定め、各種イベントを開催することによって森林・林業に対して理解を深めていただくよう取り組んでおります。

つぎに同じく3ページ【3-(1)「災害に強い森づくり」に向けた取組の推進】ですが、「紀伊半島大水害」の特徴である深層崩壊について調査・検討を行うとともに今後の森林整備のあり方について検討を行うこととしております。また、次のペー

ジの【3-(2)「林業・木材産業の再生」に向けた取組の推進】では、この災害からの林業・木材産業についての再生、復旧についての取り組みについて、既存施設の復旧や地域材の利用や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの地域資源を活用を行い、新たな産業・雇用の創出を図ることとしております。

次に12ページです。【2 計画樹立にあたっての基本的な考え方】では森林の持つ機能と県の森林区分の相関についてイメージを添えております。同じく【2-(1)森林の適切な整備と保全】については、「木材生産林」においては面的なまとまりの中で集約化・団地化による低コスト施業を推進し、利用間伐を行うことにより再生産可能な資源である県産材の安定供給を図ることとしています。また、「環境保全林」においては、自然環境の保全等環境保全機能の発揮を目的とした施業の推進や、施業放置林を解消するための強度間伐など、多様な森林資源の需要に対応するための総合的な活用が可能な森林に向けた整備を推進することとしております。

なお、様々なニーズに対応するため、伐採跡地について、従来の造林樹種による再造林に加え、必要に応じコナラ、クヌギなどの有用広葉樹の育成を進め、しいたけ生産等の原木林を育成することとしております。特に、しいたけ原木の安定供給については、農山村における貴重な収入源である原木しいたけの生産を振興するために必要であることから、県外からの原木購入に頼るだけではなく、採算性が確保できる場所においてコナラ・クヌギ等原木林の育成を推進することとしております。14ページ【2-(4)県産材の利用促進】については、木造住宅や公共施設などで県産材利用を促進することとしており、また、山元と消費者をつなげる「産直住宅ネットワーク」。これは、前回の審議会でご審議頂きました意見を取り入れまして、「産直住宅ネットワーク」の構築を進めながら県産材の利用促進を図ることとしております。16ページ【2-(6)山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進】ですが、全ての流域で紀伊半島大水害による災害が発生しております。このため水源涵養や土砂災害防止などの機能を高度に発揮させるとともに、森林区分ごとの森林の整備の方法や今回の災害の特徴である深層崩壊が多数発生した吉野及び北山・十津川森林計画区においては、深層崩壊について、実態の把握や被害状況の調査・分析を行い、大規模崩壊の発生メカニズムの解明を進めるとともに、森林の持つ効果の検証や、災害に強い森林づくりを目指した整備のあり方についての検討を行うこととしております。これらについては吉野森林計画書では16ページに、北山・十津川森林計画区については15ページ記載しております。また、溪畔林については、土砂災害発生時に流木の発生源となることから、適正な森林整備を実施するとともに、必要に応じて針広混交林化や広葉樹への樹種転換を検討をすることとしております。

また、その下段ですが【2-(7)「林業・木材産業の再生」に

【に向けた取組の推進】については、災害を受け今後の取り組みについて地域材の活用や木質バイオマスの利用を通じ、林業・木材産業の振興を図ることにより新たな産業や雇用の創出を図ることとしております。

17ページからは計画事項です。18ページ【第2-1「奈良県森林区分」に応じた森林の整備及び保全に関する方針】と19ページの【第2-2 全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項】、【第2-2-(1)森林の整備及び保全の目標】については、県の森林区分と国の機能の区分について、それぞれ分けて記載しております。

18ページの【第2-1「奈良県森林区分」に応じた森林の整備及び保全に関する方針】については県の森林区分、「木材生産林」、「環境保全林」それぞれについて整備の方針を記載しております。また19ページ【第2-2-(1)森林の整備及び保全の目標】については全国森林計画に即した森林の機能別の整備方法について、機能の7区分別に記載しております。

20ページ【第2-2-(2)森林の整備及び保全の基本方針】は森林の有する機能ごとに森林整備の方針を記載しております。特に「山地災害防止機能／土壌保全機能」については紀伊半島大水害を被害状況や、また前回の審議会でのご意見を取り入れまして、溪畔林について、場合により広葉樹への樹種転換を行うことを加えております。また、次のページですが生物多様性保全機能については奈良県版レッドデータブックについて追加記載しております。

25ページ【第3-2-(2)-ア 天然更新の対象樹種に関する指針】について、ぼう芽による更新が可能な樹種について、シイ、カシ、ナラ類としております。

また、次のページの【第3-2-(2)-イ 天然更新の標準的な方法に関する指針】については、天然更新時の期待成立本数について6、500本/haとしております。これらについては計画書案の最後のページになりますが、天然更新完了基準を御覧下さい。

それでは28ページにお戻り下さい。【第3-4-(1)-ア 区域の設定の基準に関する指針】の記述についてですが、中段の部分、「なお、生物多様性保全機能は、、、」のところについて、前回の審議会において表現・内容をわかりやすくとのことでしたので、「生物多様性保全機能は、風倒等の自然的な要因や伐採により、時とともに変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が、相互に関係しつつ発揮される機能です。その区域設定の対象は、属地的に原生的な森林生態系や希少な生物が成育・生息する森林などです。」と変更しております。29ページ【第3-4-(1)-イ-(イ)山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林】については、前回の審議会でご意見をいただきましたので、溪畔林については、土砂災害発生時に流木

の発生源となることから、適正な森林整備を推進するとともに、必要に応じて広葉樹への樹種転換を検討することとしております。35ページ【第3-6-(2)-イ 林業従事者の養成・確保、林業後継者の育成】について、前回の審議会での素案より記載内容を詳しくしております。林業従事者に対して機械化に対応する技術研修等によりキャリア形成支援や、森林・林業に関する幅広い知識・技術・技能を有する多様な人材の養成に努めることとしております。また、林業従事者の確保についきましては、作業種によっては異業種の現役引退世代の活用を図ることとし、新卒・既卒・求職者等に対しても、県内外を問わず、森林・林業への新規就労を促すための情報発信や、林業・木材産業関係事業者とのコーディネートを行うこととしております。また、機械化等による作業環境の改善や県産材の安定供給による雇用の改善など、林業が魅力ある産業となるような環境を醸成し、若手林業従事者の活動を支援することとしております。36ページ【第3-6-(5)林業・木材産業再生のための整備に関する事項】について、前回の素案にはございませんでしたが、紀伊半島大水害より復旧・復興を図るため、地域材の利用や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの地域資源を活用を行い、基幹産業としての林業・木材産業の振興に資する新たな地域産業・雇用の創出を図ることとしております。

同じく36ページ【第4-1-(3)森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法】につきましては、前回は「なし」としておりましたが、今後の災害の検証などにより搬出方法を特定する必要があるため、特定する必要がある場合は定めることとしております。38ページ、【第4-3-(4)その他必要な事項】ですが、前回の審議会での意見を踏まえ、里山における竹林については、放置された竹林が森林内に進入する例もあり、竹以外の樹木の消失や生物多様性への影響・表土の流出・獣害の誘発等様々な問題の原因となっていることから、放置竹林の適切な管理を図ることを加えております。これら共通の事項について、吉野森林計画区及び北山・十津川森林計画区に対応する記載ページについては資料の「参5」平成23年度第1回森林審議会(検討会)からの変更点を御覧下さい。

次に各計画区、それぞれに特色を持たせた事項について計画区ごとにご説明いたします。

まず、大和・木津川森林計画区についてですが、「議1」大和・木津川森林区の変更計画書案の12ページから13ページを御覧下さい。【2-(1)森林の適切な整備と保全】について、特に大和川地区においては、「環境保全林」に区分された都市近郊林が多いことから、森林の利用目的をよりの確にとらえ、施業放置林における強度な間伐等の実施、荒廃が進んだ里山林の整備、植栽による彩りづくりや眺望活用等を目的とした地域住民や観光客にとって憩いの場となるような森林の整備を推進することとしております。

次に34ページ【第3-6-(1)-ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針】について、県下の森林全てに言えることではありませんが、相続による不在村所有者の増加や森林内の境界が不明確になっている現状がございませう。特に大和・木津川森林計画区においては所有形態が細かく、集約化施業を図る上で所有者に対する働きかけが必要となるため、情報の提供等の支援を推進することとしております。35ページですが、【第3-6-(3)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針】について、前回の審議会での素案より記載内容を詳しくしております。都市部に近接している大和・木津川森林計画区につきましては他の計画区に比べ比較的地形が緩やかであるため、簡易な作業道の開設を進めつつ、チェーンソーやグラップル付きバックホウ、簡易プロセッサなどを用いた伐木造材にフォワードャやダンプトラック、ウインチによる搬出を組み合わせた車両系作業システムを主体に施業を行うこととしております。大和・木津川森林区の変更計画書案については以上です。

次に吉野、及び北山・十津川森林計画区についてご説明します。吉野森林計画区と北山・十津川森林計画区で同様の表現としておりますので、「議3」十津川森林計画区の変更計画書案に基づいて説明させていただきます。33ページをご覧ください。【第3-6-(3)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針】急傾斜地が多い吉野森林計画区及び北山・十津川森林計画区は、車両系林業機械の導入が困難な場合が多いため、チェーンソーや簡易プロセッサによる伐木造材にタワーダ等による搬出を組み合わせた架線系機械作業システムを主体に施業を行うこととしております。ただ、比較的路網密度が高い箇所では、チェーンソーやグラップル付きバックホウ、簡易プロセッサなどを用いた伐木造材にフォワードャやダンプトラック、ウインチによる搬出を組み合わせた車両系作業システムによる施業も行います。また、第1種木材生産林においては、壊れにくい奈良型作業道の整備や林業機械導入を重点的にすすめて、車両系作業システムによる利用間伐を進めることにより効率の良い木材生産を図ることとしております。

以上が詳細の説明でございます。

質疑応答

議長（山本会長）

ただ今事務局からご説明をいただきました。各3地域、変更箇所はよく似ておりますけれども、若干地域によつての違いもあるという事のございませう。ではこの議案について審議を行いたいと存じます。ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

松村委員

聞き逃した可能性も有るのですが、竹林についての説明をもう一度お願いします。

事務局（荒木）	大和木津川の計画書案の38ページ『その他必要な事項』において「放置された竹林が森林内に進入する例もあり、竹以外の樹木の消失や生物多様性への影響・表土の流出・獣害の誘発等様々な問題の原因となっていることから、放置竹林の適切な管理を図る」と記載しております。
松村委員	分かりました。ありがとうございます。
議長（山本会長） 55:42	他にございませんか。
田中裕美委員	前回欠席してしまいましたので、その際にお話が有ったのかもしれませんが、今回の台風災害は深層崩壊が多いと言うことですが、現在調査中かもしれませんが、傾向や考えられる原因等について分かっている範囲で結構ですので教えていただきたいです。
議長（山本会長）	では森林整備課長お願いします。
事務局（田中課長）	<p>従来から見られていた崩壊は俗に言う表層崩壊で、地表2m以内くらいの山の表面が崩れるというものです。今回の場合は根の下10m20m、もしくはそれ以上の深さから岩盤ごと、山ごと崩れているというような現状でございます。</p> <p>そのような崩壊が過去にも有ったのかというと、明治22年に同じような箇所が発生しております。十津川村から新十津川村へ1, 200名程度の方々が移住をされました。それ以来分かっている範囲では奈良県では同様の事例は発生しておりませんでしたので、122年ぶりに発生しているような状況です。</p>
田中裕美委員	深層崩壊が多かったのは災害が大きかったからなのか、それとも近年山の手入れが遅れているからなのか。
事務局（田中課長）	それも含めて後程ご説明する予定ですが、森林整備のあり方がどのように影響するのかについては、これまで言われていることであると、深層崩壊は山の地表の植生を問わず、地形地質の影響により発生するというイメージではございます。大規模崩壊のメカニズムは国土交通省が解明されるということです。植生がどのように影響するのか、又は影響しないのかについては我々が調査していきたいと考えてございます。
議長（山本会長） 58:51	はいどうぞ。
岡崎委員	<p>前回欠席していたので、ちょっと分からないのですが、災害防止のところで生物多様性のところで溪畔林について記載されています。溪畔林は生物多様性の面から見ると非常に重要なのですが、今回の計画書（案）の特に災害防止の部分では積極的に溪畔林を伐採するような書きぶりになっております。</p> <p>奈良教育大学が所有する赤谷の検討にも参加させて頂いたのですが、今回の深層崩壊は溪畔林が原因ではなく地中深いところか山の上から中腹の</p>

	<p>面が落ちているようです。溪畔林自身が今回の土砂ダムを作り出した訳ではないと思うのですが、どのようにお考えでしょうか</p>
<p>60:01 事務局(七尾課長)</p>	<p>例えば大和木津川の20ページをご覧ください。 前回の審議会について資料1でご説明させて頂いていますので、また後でご覧ください。前回の審議会でご指摘頂いたことを受けて変更させて頂いた事項について記載しています。 溪畔林が原因ということでのような書きぶりにはしていません。深層崩壊は別で原因があるということと、山地災害防止機能・土壌流出防止機能において溪畔林は土壌流出の原因にもなるからということでのような記載にしております。決してこれが原因だと特定したわけではございません。</p>
<p>議長(山本会長)</p>	<p>松村委員どうぞ。</p>
<p>松村委員</p>	<p>多分前回私がこのような話をしたと思うのですけれども。 溪畔林といっても人工林の溪畔林スギなどのどちらかということと水分要求が高い物については過剰になります。そして特にスギなどは大木になるので、そこが削られたら流木発生の原因になりやすいと考えています。 普通放置していたらそこに大木になるような広葉樹は無いんです。だから灌木であれば放っておけば良い。ただ、わざわざそこに植えると災害の原因にもなるということです。 ちなみに、深層崩壊には植生は関係ありません。地質によります。</p>
<p>議長(山本会長)</p>	<p>ありがとうございました。他にご意見御質問ありますか。</p>
<p>61:57 山本会長</p>	<p>では私の方から。23ページの標準伐期齢において、スギ40年、ヒノキ45年という伐期齢はきちり整備している木には向いていないとずっと以前から思っています。この記載の方法について将来的に、奈良県の場合はもう少し延ばすなどのことは計画されていますか。</p>
<p>61:57 事務局(荒木)</p>	<p>県では標準伐期齢という考え方を持っている限りはこの数字を動かすつもりはありません。標準伐期齢というのは森林の成長量が最大となって収穫が最も多くなる場所の林齢ですので、あくまでも理論上の林齢としております。 実際は奈良県ではこの倍、もしくは倍以上の林齢で伐採されていますので、運用の方では記載することとしていますが、標準伐期齢は各種法律、例えば保安林の対象となっており(標準伐期齢を)変更すると方々へ影響がありますので、今のところ変更は予定しておりません。</p>
<p>63:45 山本会長</p>	<p>色々な障害が出てくるというのは分かりますが、確かに「森林の伐採義務づけるものではない」との記載も有るのですけれども、そういう風に見られがちだという気がしますので、もう少し考え方を変えて欲しいなという希望的要望です。今というわけではないですが、今後よろしくお願いします。</p>
<p>64:10</p>	

山口康宏委員

参考にお聞きしたいのですが、大和木津川の14ページの(3)です。効率的な作業を図る上で、高性能林業機械の導入はコストダウンの面からも欠かせないと思うのですけれども、実際に林業事業体の方などが作業をしようとしたときに、入札制度等もあり、通年的に作業を確保するのが難しいという問題が有ります。1年間を通して安定的に仕事ができるのであれば機械導入もできるのでしょうか。

そのような状況ではリースという方法をとることになりますが、県では高性能林業機械のリースに対する補助はどのようにされていますか。また、今後そのような補助を拡大されるお考えはございますか。

65:44

事務局(七尾課長)

県では今年度から、森林を木材生産林と環境保全林に区分しました。特に木材生産林の中で一定の区域を集約化して、壊れにくい作業道を作り、機械によって効率的に搬出していくところについては第一種木材生産林に指定しまして、道作りに対して重点的に支援をするというかたちで進めています。その中で、機械につきましても、購入への補助とリースへの補助が有り、民間事業体であれば3ヶ月のリースへの補助がございます。

山口康宏委員

年間のうち3ヶ月間は補助があるということですか。

事務局(七尾課長)

通年である必要も無いということで3ヶ月間です。

まずは集約化の研修に続き道作りの研修から始め、機械に慣れていただいてからリースしていただく、それから購入していただくという考えです。

議長(山本会長)

他にご意見御質問ございますか。

67:05

下西委員

先ほど山本会長がおっしゃった標準伐期齢。これだけが気になっています。地域の標準的な伐期齢なので、四国や九州であれば40年程度でも構わないかもしれませんが、特に吉野地域であれば密植しているので40年ではとても小さいです。それが標準伐期齢だと書かれること自体が…。

地域による標準伐期齢であるので少なくとも吉野地域の計画についてはもう少し柔軟に考えて頂けませんか。制限林の伐採規制等に用いられると記載されていますので制限はしないとってはなっていますが、これは主伐なので、柔軟に考えて頂けませんか。理解しにくいです。

事務局(七尾課長)

標準伐期齢につきましては、先ほど荒木よりご説明しましたが、参6『森林林業用語の解説』5ページで「地域森林計画において林業経営の指導基準として定められている伐期齢で、主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準としている」とされています。これを記載することについてはある程度国の縛りがありまして、特に吉野林業地では合わないというのは分かるのですが、あくまで平均成長量の目安で、主伐の時期を特定している林齢ではありません。

保安林や制限林の規制における可能伐採率や、伐採可能林齢等に影響してまいりますので、あまり標準伐期齢は変更できないのが現状でございますが、書きぶりについてはもう少し検討の余地はあるのかもしれませんが。

事務局（荒木）	<p>大和木津川計画書（案）の22ページをご覧ください。 人工林の皆伐についての記載がございます。この表の中で、標準的な施業ということで書かせて頂いております。こちらの方がより地域の実情に有っているだろうということで主伐について記載しています。</p>
下西委員	<p>なんだか矛盾した話ですね。</p>
議長（山本会長）	<p>現実合いにくい面も有るようですが、色々と制限林のからみもあるようです。</p>
下西委員	<p>結構です。</p>
議長（山本会長）	<p>いろいろご意見も出たようですが、他に無いようでしたら第1号議案から第3号議案の採決に入ります。まず、第1号議案を原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
議長（山本会長）	<p>（異議なし）</p>
議長（山本会長）	<p>次に、第2号議案を原案どおり承認することに異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（山本会長）	<p>最後に、第3号議案を原案どおり承認することに異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（山本会長）	<p>それでは、第1号議案・第2号議案・第3号議案については原案どおり承認いたします。以上、3つの諮問案件については、原案どおり承認いたしまして次に進めさせていただきます。</p>
議長（山本会長）	<p>報告事項 次に、森林法第10条の2に基づき許可した林地開発行為について、報告をいただきたいと思います。なお、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局 （辻課長補佐） 74：25	<p>まず、森林法第10条の2第6項により、許可案件については全て森林審議会での審議案件となっておりますけれども、平成3年の本審議会におきまして、10ha未満のものについては一括して報告をするという報告事項になっておりますので、それに従いまして報告させていただきます。なお、審議会での審議案件となる10ha以上の開発につきましては、今回はございません。</p> <p>お手元の資料『報告事項1』をご覧ください。今からご説明するのは10ha未満の案件です。</p> <p>表のとおり平成22年12月2日から平成23年12月1日までに許可した林地開発です。総件数は2件で、すべて新規許可となっております。</p>

	<p>()の数字は、開発行為に係る森林の面積をha単位記載しています。</p> <p>住宅用地の開発、新規が一件3ha。農用地の造成地が、新規一件2ha合計二件5haです。詳細につきましてはページをめくってください。まず、生駒市壱分町地内における住宅地の造成で、新規の開発となります。次に生駒郡平群町地内における農用地の造成で、これも新規の開発となります。いずれの案件も森林法第10条の2及びその他の関係基準に適合しており、許可をいたしました。</p> <p>以上が、昨年12月2日から今年の12月1日までの1年間に林地開発許可をした案件の報告でございます。</p>
議長（山本会長）	何かご意見、ご質問があればお願いいたします。
議長（山本会長）	特にご意見、ご質問がないようですので林地開発についての報告は終わらせていただきます。ありがとうございました。
議長（山本会長）	<p>審議の終了</p> <p>それでは、議事及び報告事項が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。</p>
司会（山岡主幹）	以上で、審議案件はすべてご審議していただきました。山本会長様には長時間にわたり審議を進めていただきましてありがとうございました。